

樹木採取権制度について

— 事業者向けフロー及び施業計画等の記載例 —

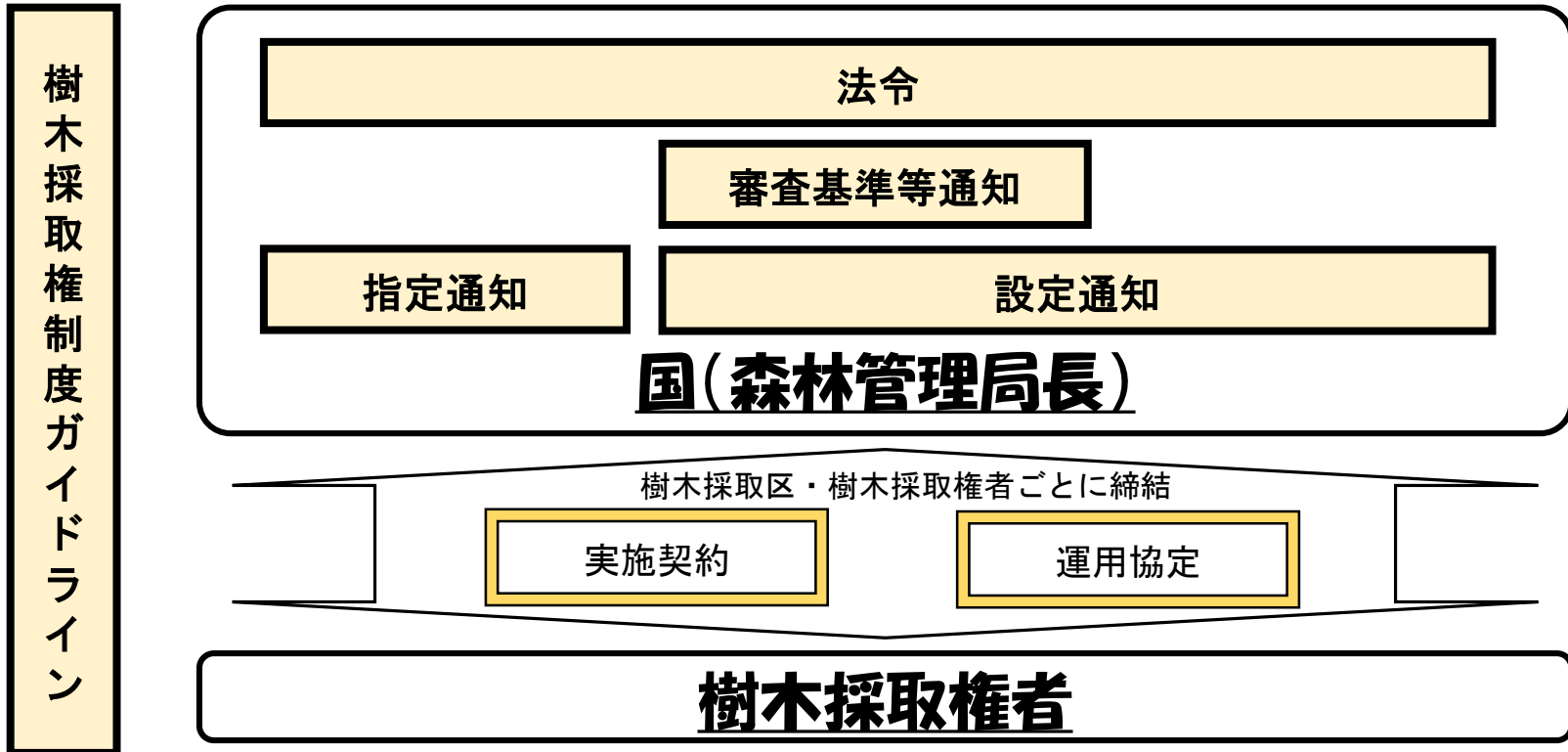
事業者の皆様に制度を理解して頂くため簡略化している部分があります。制度の全体及び詳細は林野庁HPの「樹木採取権制度」（以下のURL）で公表している樹木採取権制度ガイドライン、関係通知等をご確認下さい。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html

樹木採取権制度の体系

- 樹木採取権制度は、国有林野管理経営法等の法令、関係通知により構成され、樹木採取権制度ガイドラインが制度全体を解説。
- 権利設定後の事業の実施に当たって、樹木採取権者と国との間で運用協定、実施契約を締結。運用協定、実施契約は、申請書（標準例）等とともに国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知）の別紙として規定。

※ 樹木採取権制度に関する法令、通知等については、林野庁HPの「樹木採取権制度」の頁に掲載。
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html



樹木採取権制度ガイドライン：樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）

審査基準等通知：国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分についての審査基準等の標準例について（令和2年3月30日付け元林国経第165号林野庁長官通知）

指定通知：国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について（令和2年4月1日付け元林国経第174号林野庁長官通知）

指定部長通知：「国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について」の運用について（令和2年8月3日付け2林国経第44号国有林野部長通知）

設定通知：国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知）

※ 実施契約、運用協定は設定通知において定めている。

樹木採取権制度 手続概要（公告縦覧～選定）

：樹木採取区の指定関係

：樹木採取区の公募関係

：事業者の手続き

樹木採取区指定の
公告縦覧（30日間）

森林管理局長による、樹木採取区予定箇所（区域図、森林資源等状況一覧表等）の公表、「事業者向け説明会」の開催。

都道府県知事及び市町村長等
に対する意見聴取

（公告縦覧後）公告縦覧により申立てがあった意見の要旨を付して、都道府県及び市町村、有識者に意見聴取を実施。

※ 地域管理経営計画の策定等の際に同様の手続き（公告縦覧及び意見聴取）を行うため、樹木採取区
の案を計画事項に含めることで、これに代える場合があります。

樹木採取区の指定の公示

森林管理局長による、樹木採取区の指定・公示、意見の要旨及び当該意見の処理結果等の公表。

樹木採取権者の公募

森林管理局長による、対象となる樹木採取区の情報、権利存続期間、権利設定料の額、基礎額算定林分（基礎額）、樹木料の算定方法、採取の基準、評価において勘案する事項、公募期間等の公表。樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募。公募開始時に都道府県知事に通知。「事業者向け説明会」の開催。

申請書の提出

事業者から、森林管理局長に対し申請書（木材の安定的な取引に関する計画等を含む）を提出。

審査・評価・選定

森林管理局長による、申請者の審査・評価・樹木採取権の設定を受ける者の選定。

樹木採取権制度 手続概要（都道府県知事協議～実行計画承認）

都道府県知事協議

森林管理局長が樹木採取権の設定を受ける者として選定した者について、都道府県に協議。

選定結果の通知

森林管理局長から選定結果の連絡。その後、正式な権利設定の通知。
* 選定結果についてはHPで公表。

権利設定

森林管理局長は、樹木採取権の権利設定。権利設定時に都道府県知事に通知。

運用協定の締結

権利設定後、直ちに森林管理局長と運用協定を締結。

権利設定料の納付

納付期限までに権利設定料を納付。

実施契約の締結

森林管理局長と、実施契約（施業計画、実行計画（初年度）、木材取引計画等を含む。施業計画、実行計画が採取の基準等に適合していることが必要）を締結。

実行計画案の提出・承認

〔初年度以外〕採取、造林等に係る実行計画案を森林管理局長へ提出（事前に森林管理署長の確認が必要）。森林管理局長は、採取の基準に適合していること等を確認の上、計画案を承認。

樹木採取権制度 手続概要（伐区の設定～定期報告）

伐区の設定

実行計画に基づき、森林管理局長と調整しつつ、伐区を設定。設定した伐区について森林管理局長が収穫調査を実施※。

※ 樹木料の提示を受けたものの、採取しないこととした伐区について、再度、採取を計画する場合は、樹木採取権者が収穫調査を行うこととなる場合がある。

樹木料の提示・選択

森林管理局長が、予め公表した算定方法に従い樹木料を算定して提示。提示額等を踏まえ、採取する伐区を選択※して、森林管理局長へ通知。

※ 採取の基準に定められた総計最低採取面積に適合する必要がある。

採取（伐採）の実施

樹木料の納付後、国有林の伐採ルール（採取の基準、地域管理経営計画）に適合した方法で採取。

採取跡地の植栽の実施

実行計画に基づき、森林管理署長と植栽の請負契約※を締結し、一貫作業により植栽を実施。

※ 実施契約とは別契約であり、必ずしも実施契約の期間中ではない場合がある。

定期報告の提出

実行計画に対する当年度の実行結果※¹、木材取引計画に対する取引状況※²を森林管理局長へ報告（森林管理局長は採取の基準に適合しているかを確認）。

※¹ 事前に森林管理署長の確認が必要。

※² 川中、川下事業者等の確認が必要。

運用協定に基づく報告の提出

定期報告のほか、素材生産量及びうち樹木採取区からの素材生産量の実績、木材利用事業者等の木材消費量の実績、木材の新規需要開拓の取組等の実績等について、複数年度ごとに森林管理局長へ報告。

森林資源等状況一覧表、施業計画等の例

森林資源状況等一覧表の例

〇〇〇〇樹木採取区 森林資源等状況一覧表

区域番号	林班	小班	機能類型	施策群	法令制限（保安林）	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混合歩合	林齢	主伐が可能となる 伐期齢	間伐が可能な 林齢	間伐その他の樹木の 採取が可能な 林齢	（現時点） 連年成長量 m	区域界の表示方法	明確でない小班内 雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する 雑地等面積 ha	伐採率 %	採取方法	主伐箇所にて間伐する 場合の間伐率 %	主伐が可能となる年度	前回の間伐実施年	隣接林分が鬱閉した ものとする年度	間伐その他の樹木の 採取が可能となる年 度	ha当たり伐採材積 m ³	保護樹帯の設置	保護樹帯が採取可能 になる年度	摘要	
																															採取可能面積 ha
区域1	99	い	水涵	分散	水涵保	無	10.22	単	スギ ヒノキ 他L	50	66	50	-	23.9 9.5 6.0	A	1.58	10.00	1.00	100	皆伐	35	-	H6	R3	R3	R7	400	ア エ	R7		
区域2	99	ろ	水涵	分散	水涵保	無	19.63	単	スギ ヒノキ 他L	23	66	50	-	10.3 27.0 0.8	C	1.18	19.63	1.18	100	皆伐	35	-	H4	R3	R3		358	ア			
区域3	99	は	水涵	分散	水涵保	無	6.28	単	スギ ヒノキ	98	62	50	-	29.0 5.6	C	0.00	6.28	1.22	100	皆伐	35	-	H7	R3	R3	R11	405	ア エ	R11		
区域4	999	に1	水涵	長伐期	水涵保	無	4.80	単	スギ ヒノキ 他L	14	61	60	-	10.9 14.7 0.4	B	0.16	3.52	0.16	100	皆伐	35	-	H10	R3	R3		327				
区域5	999	に2	水涵	長伐期	水涵保	無	5.02	単	スギ	100	61	60	-	32.2	B	0.00	4.43	0.00	100	皆伐	35	-	H16	R3	R3		445				
区域6	12345	ほ	水涵	長伐期	水涵保	無	21.80	単	スギ	100	61	60	-	118.6	C	0.00	21.80	0.00	100	皆伐	35	-	H10	R3	R3		445	ア			
区域7	12345	へ	水涵	長伐期	水涵保	無	8.06	単	スギ	100	61	60	-	49.6	C	0.00	8.06	0.00	100	皆伐	35	-	H10	R3	R3		445	ウ			
区域8	12345	と	水涵	長伐期	水涵保	無	11.08	単	スギ	100	61	60	-	22.1	C	0.00	11.08	0.00	100	皆伐	35	-	H10	R3	R3		445	アウ			
区域9	12345	ち	水涵	長伐期	水涵保	無	3.02	単	スギ	100	61	60	-	8.3	C	0.00	3.02	0.00	100	皆伐	35	-	H10	R3	R3		445	アウ			
区域10	1234	い	水涵	分散	水涵保	無	21.34	単	スギ ヒノキ	0	53	50	-	0.0 47.2	A	0.72	5.00	0.72	100	皆伐	35	-	H28	R8	R8		402				
区域11	1234	い	水涵	分散	水涵保	無	21.34	単	スギ ヒノキ	0	53	50	-	0.0 47.2	A	0.72	12.30	0.72	100	皆伐	35	-	H28	R8	R8		402				
区域12	9999	い	水涵	長伐期	水涵保	無	10.89	単	スギ 他L	76	62	60	-	79.0 9.4	C	0.45	10.89	0.45	100	皆伐	35	-	H15	R3	R3		350	ア			
	9999	ろ	水涵	長伐期	水涵保	無	3.93	単	スギ 他L	87	61	60	-	21.2 1.5	C	0.04	3.93	0.04	100	皆伐	35	-	H18	R3	R3		320	ア			
	9999	は	水涵	長伐期	水涵保	無	4.88	単	スギ 他L	92	67	50	-	35.1 0.8	C	0.35	4.88	0.35	100	皆伐	35	-	H16	R3	R3		310	ア			
区域13	9999	に	水涵	長伐期	水涵保	無	20.67	単	スギ 他L	82	61	50	-	23.2 1.9	C	0.32	20.67	0.32	100	皆伐	35	-	H16	R3	R3		350	ア			
	99999	へ	水涵	長伐期	水涵保	無	35.00	単	スギ 他L	96	62	60	-	150.0 4.0	C	1.00	30.00	1.00	100	皆伐	35	-	H16	R3	R3		350	ア			
区域14	99999	ち	水涵	長伐期	水涵保	無	39.00	単	スギ 他L	98	62	60	-	155.0 4.0	C	0.45	30.00	0.45	100	皆伐	35	-	H15	R3	R3		350	アイ			
	99999	り	水涵	長伐期	水涵保	無	15.99	単	スギ	100	61	60	-	77.2	C	0.72	15.00	0.72	100	皆伐	35	-	H18	R3	R3		320	ア			
合計							262.95									7.69	220.49	8.33			172.44										

備考

- 「区画面積」は、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林資源簿の小画面積である。
- 「ha当たり伐採材積」は、林齢、主伐が可能となる伐期齢、現時点の連年成長量、伐採率等から採取時の材積を想定できる樹木採取区の面積であり、実際の材積をそのままの値ではない。
- その他表記事項についての凡例は以下による。
- 区域番号及び区画面積以外の情報は、令和2年4月1日時点の森林調査簿によるほか、それぞれの区画について樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け）の業実施計画で示された考え方に基づき示したものである。

区画毎の採取可能となる年度
(当該区画はR8から採取可能)

国が設置の必要ありと見込んで
いる保護樹帯（ア～エは保護樹
帯の種類）

森林資源簿の小画面積である
樹木採取区の面積

保護樹帯等の面積を除いた上で採取でき
ると想定した面積（権利設定料、伐採規
整の基礎となる面積）

施業計画（実施契約期間の計画（基本5年間））の例

別紙様式第6号(第17条第2項)施業計画案

〇〇樹木採取区施業計画案(第1期)

【施業計画】期間: 令和3年8月1日～8年3月31日

1 施業計画台帳案 (1) 伐区に係る計画案

森林資源状況等一覧表の区域から本実施契約期間内に採取を予定する伐区を記載

予定伐区	林班	小班	樹種	計画時点 林齢	伐採率	伐採方法	伐区面積	採取箇所面積	生産 固定 経費 共通 伐区	摘要
					%		ha	ha	ha	
R3-0001	10	い1	スギ	61	100	皆伐	3.78	3.78	①6.96	保護樹帯については別紙に記載
R3-0002	10	い1	スギ	61	100	皆伐	3.18	3.18		保護樹帯については別紙に記載
R3-0003	14	る	スギ	64	100	皆伐	2.40	2.40		保護樹帯は区域外に国が設定
	14	わ	スギ	63	100	皆伐	2.36	2.36		保護樹帯は区域外に国が設定
	小計						4.76	4.76		
R3-0004	30	い	ヒノキ	65	70	複層伐 帯状	3.20	2.24		
R3-0005	32	と	スギ	55	70	複層伐 帯状	3.50	2.45		
計							105.83	98.85		

契約期間内の合計面積は一致

(2) 年度ごとの伐区面積等に係る計画案

	採取方法 (単位: ha)									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
3年度	11.72	11.72	6.70	4.69					18.42	16.41
4年度	20.77	20.77							20.77	20.77
5年度	16.48	16.48	9.66	6.76					26.14	23.24
6年度	15.34	15.34	6.91	4.84					22.25	20.18
7年度	18.25	18.25							18.25	18.25
計	82.56	82.56	23.27	16.29					105.83	98.85
摘要	別紙	別紙	別紙	別紙						

2 施業計画図案 別紙のとおり

2 施業計画図案



実行計画（年度計画）の例

別紙様式第7号(第17条第3項)実行計画案

〇〇樹木採取区令和3年度実行計画案

【実行計画】期間：令和3年8月1日～8年3月31日

施業計画に記載した伐区から当該年度に採取及び造林を予定する伐区を記載

1 実行計画台帳案
(1) 伐区に係る計画案

新規/繰越	伐区	林班	小班	樹種	計画時点 林齢	伐採率 %	伐採方法	伐区面積 ha			採取箇所面積 ha			作業道の 規格	採取 開始 予定 時期	搬出 完了 予定 時期	造林 請負 契約 締結 希望 時期	造林 請負 契約 完了 見込 時期	生産 固定 経費 共通 伐区 ha	摘要	
								全面積	当年度	累計	全面積	当年度	累計								幅員 m
新規	R3-0001	10	い	スギ	61	100	皆伐	3.78		3.78			3.0	指針	R3.9.1	R4.1.31	R4.1.10	①6.96	運用⑦3-3 保護樹帯は別紙		
	R3-0002	10	い	スギ	61	100	皆伐	3.18		3.18			3.0	指針	R3.9.1	R4.1.31	R4.1.10		運用⑦3-3 保護樹帯は別紙		
	R3-0003	14	る	スギ	64	100	皆伐	2.40		2.40			3.0	指針	R3.12.1	R4.3.15	R4.2.15	運用⑦3-6 保護樹帯は区域 外に国が設定			
		14	わ	スギ	63	100	皆伐	2.36		2.36			3.0	指針	R3.12.1	R4.3.15	R4.2.15				
				小計				4.76		4.76											
	R3-0004	30	い	ヒノキ	65	70	複層伐 帯状	3.20		2.24			3.0	指針	R4.2.1				運用⑦3-3		
	R3-0005	32	と	スギ	55	70	複層伐 帯状	3.50		2.45			3.0	指針	R4.2.1				運用⑦3-3		
			小計				18.42		16.41												
繰越																					
	小計																				
	計						18.42		16.41												

注：設定後最初の計画案のため「繰越」はありません

当該年度の合計面積は一致

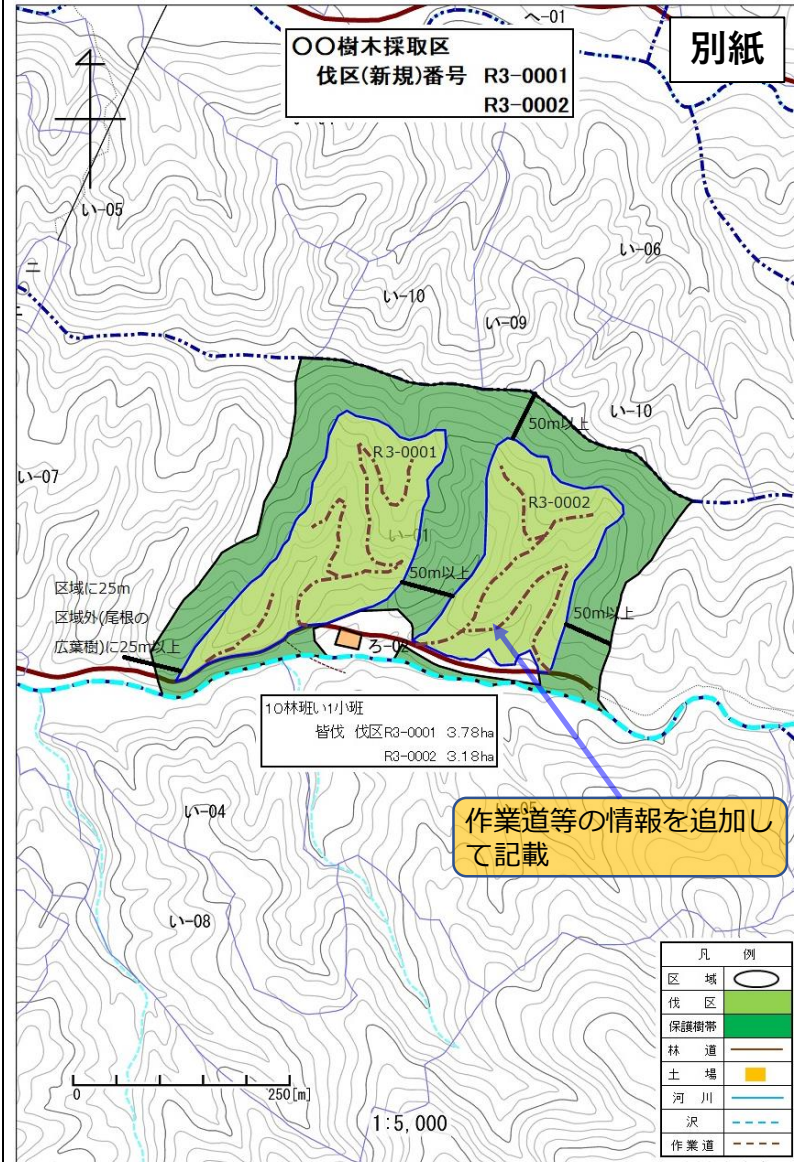
(2) 伐区面積に係る計画案

	採取方法								計	
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		伐区面積	採取箇所面積
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積		
新規	11.72	11.72	6.70	4.69					18.42	16.41
繰越										
計	11.72	11.72	6.70	4.69					18.42	16.41
摘要	別紙	別紙	別紙	別紙						

(単位:ha)

2 実行計画図案
別紙のとおり
3 実行計画案の確認通知(別紙様式第5号)

2 実行計画図案



実行報告の例

(別紙1) ○○樹木採取区令和3年度実行報告

1 実行報告台帳

(1) 伐区に係る報告

実行計画に記載した伐区を記載

新規/繰越	伐区	林班	小班	樹種	採取時点林齢	伐採率	採取方法	伐区面積 ha			採取箇所面積 ha			作業道の規格		搬出完了日	植栽完了日	摘要
								全面積	当年度	累計	全面積	当年度	累計	幅員 m	その他			
新規	R3-0001	10	い	スギ	61	100	皆伐	3.78	0.84	0.84	3.78	0.84	0.84	3	指針	2/8	運用節3-3 保護樹帯は別紙	
	R3-0002	10	い	スギ	61	100	皆伐	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3	指針	3/5	運用節3-3 保護樹帯は別紙	
	R3-0003	14	る	スギ	64	100	皆伐	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	3	指針	11/20	運用節3-6 保護樹帯は区域外	
		14	わ	スギ	63	100	皆伐	2.36	2.36	2.36	2.36	2.36	2.36	3	指針	11/25	運用節3-6 保護樹帯は区域外	
		小計						4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76					
	R3-0004	30	い	ヒノキ	65	70	複層伐 帯状	3.20	0	0	2.24	0	0	3	指針		運用節3-3	
	R3-0005	30	と	スギ	55	70	複層伐 帯状	3.50	0	0	2.45	0	0	3	指針		運用節3-3	
	小計																	
繰越																		
	小計																	
計							18.42	8.78	8.78	16.41	8.78	8.78						

当該年度の合計面積は一致

(2) 伐区面積等に係る報告

(単位: ha)

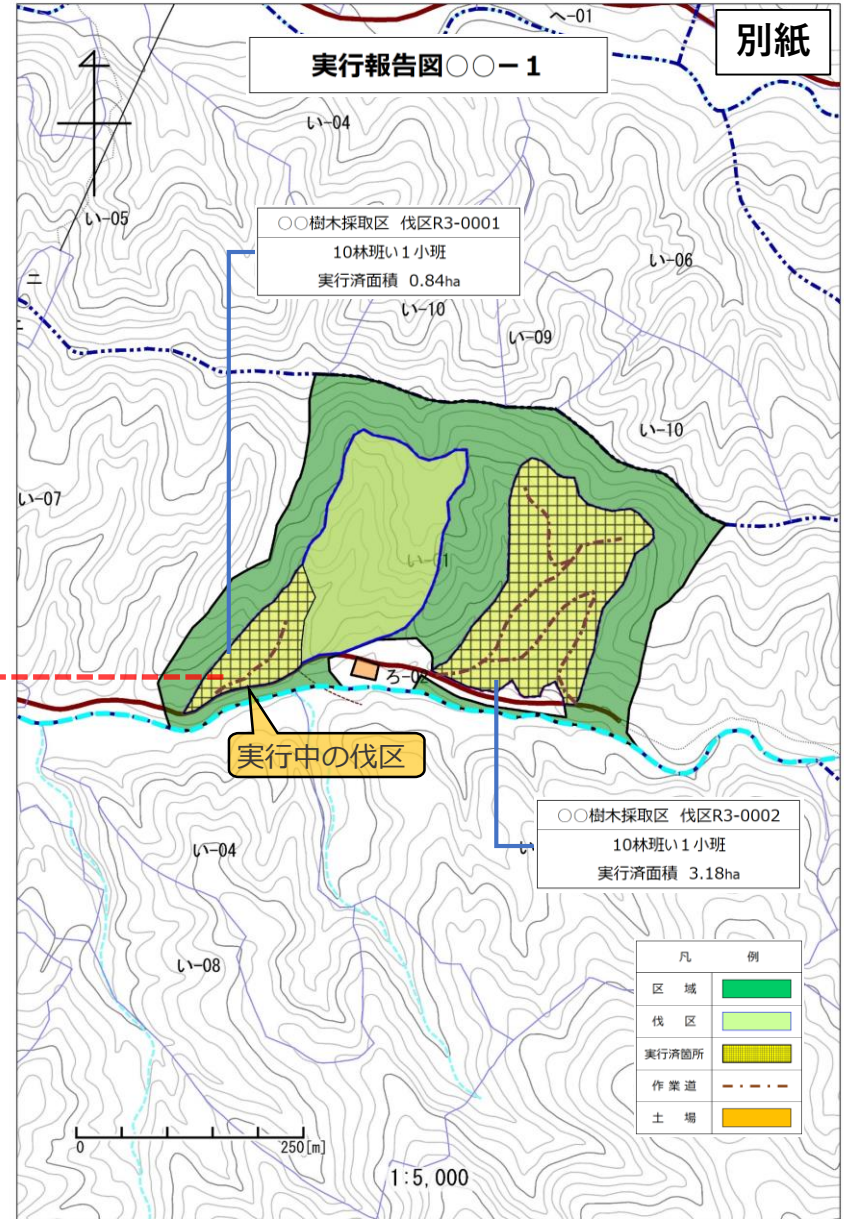
	採取方法								計	採取箇所面積
	皆伐		複層伐		択伐		間伐			
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積		
新規	8.78	8.78							8.78	8.78
繰越										
計	8.78	8.78							8.78	8.78
摘要	別紙	別紙	別紙	別紙						

2 実行報告図

別紙のとおり

3 実行報告の確認通知 (別紙様式第26号)

2 実行報告図



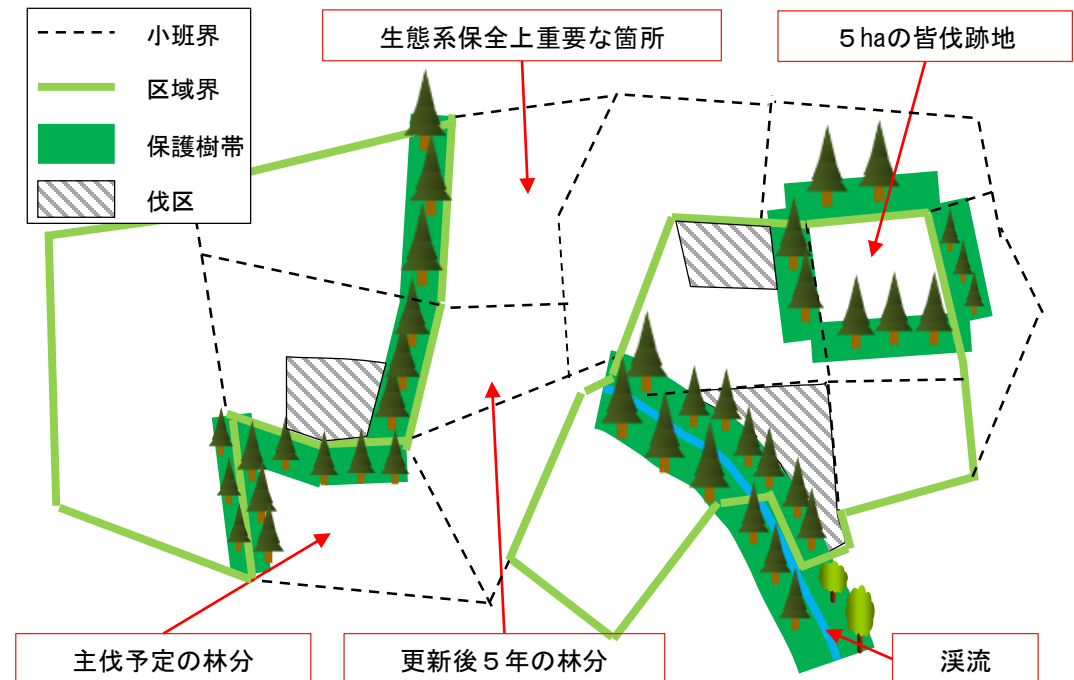
樹木の採取に関する基準

- 樹木の採取に関する基準（以下、「採取の基準」という。）は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木採取区ごとに森林管理局長が定め公募の際に公表するもの。施業計画等の内容及びこれらの計画に基づく樹木の採取は、採取の基準に適合する必要がある。
- 採取の基準の具体的な内容は、採取してはならない樹木、採取方法ごとの採取規整（皆伐における一塊の採取箇所の面積5ha以下等）並びに上限採取面積及び最低採取面積等について定める。
- 計画にない箇所を採取しようとする場合は変更実施契約の締結を要する。

<採取の基準の具体的な内容>

具体的な内容
採取してはならない樹木
採取方法ごとの採取規整
採取できる林齢
伐採率、一塊の採取箇所の面積
採取箇所の形状
保護樹帯の設定等(右図を参照)
新植地が隣接する場合の取扱い
法令の遵守
その他の環境保全上配慮すべき事項
収穫調査との関係
上限採取面積及び最低採取面積

<採取の基準における保護樹帯を設定する箇所のイメージ>



取引状況報告の例 1/3

(別紙2) ○○樹木採取区○年度取引状況報告

申請書で記載した木材取引計画の数字を移記

1 取引事業者の過去の事業実績及び目標

(1) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の樹木採取権者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量、木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績 平成30年 ～ 令和2年平均	目標 令和 8 年度以降	単位	備考
樹木採取権者	株式会社▲■林業 (うち樹木採取区)	5,900	12,800 [6,000]	m ³	原木
木材利用事業者等	※ 株式会社F製材	20,100	30,000	m ³	原木
	○合板株式会社	200,000	202,000	m ³	原木
木材製品利用事業者等	有限会社Rチップ	50,000	53,000	m ³	原木 換算率1.01
	E木住建株式会社	2,000			製品
	株式会社S木材	19,667			製品
その他の事業者	株式会社Tプレカット	102,667			製品

備考

- 1 : 木材取引計画に記載した内容(1)～(6)を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2 : 記載可能な直近の3か年の平均実績について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等ごとに作成してください。
- 3 : 取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 4 : 生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた確かな単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 5 : 木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください(電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください)。
- 6 : 主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

樹木採取区から供給した量以上の増加が必要(純増)

(2) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の取扱品目	過去の実績 平成30年 ～ 令和2年平均	単位	備考
木材利用事業者等	※ 株式会社F製材	集成材ラミナ	12,000	m ³	製品
		柱	2,200	m ³	製品
	○合板株式会社	合板	120,000	m ³	製品
木材製品利用事業者等	有限会社Rチップ	燃料用チップ	40,000	トン	製品
	E木住建株式会社	軸組住宅	101	棟	建設
	株式会社S木材	集成材	14,533	m ³	製品
	株式会社Tプレカット	戸建住宅プレカット	75,600	m ³	加工
その他の事業者					

備考

- 1 : 木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2 : 記載可能な直近の3か年の平均実績について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等ごとに作成してください。
- 3 : 取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 4 : 生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた確かな単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 5 : 木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください(電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください)。
- 6 : 主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

2. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材(原木)の取引関係に関する事項

申請者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間
株式会社▲■林業		株式会社F製材 ○合板株式会社 有限会社Rチップ	令和3年11月1日～ 令和13年10月31日 (権利設定の日から10年間)

▲■林業は安定取引協定書の計画等に基づき、F製材の指定する期日までに中目材及びB材を納入する。
▲■林業は安定取引協定書の計画等に基づき、協定書に示した期日までに○合板にB材を納入する。
▲■林業は安定取引協定書の計画等に基づき、協定書に示した期日までにRチップにC、D材を納入する。
それぞれの取引における取引時期、取引量、価格の決定・見直し方法については、それぞれの安定取引協定書に記載。

木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
株式会社F製材 ○合板株式会社		E住建株式会社 株式会社S木材 株式会社Tプレカット	令和3年11月1日～ 令和13年10月31日 (権利設定の日から10年間)

F製材は安定取引協定書の計画等に基づき、E住建の指定する期日までに、指定する規格・量の2×4製品をE住建の指定するプレカット工場に納入する。
F製材は安定取引協定書の計画等に基づき、協定書に示した期日までにS木材の指定する規格・量のCLTラミナ製品を納入する。
○合板は安定取引協定書の計画等に基づき、協定書に示した期日までにTプレカットの指定する規格・量のLVL製品を納入する。
それぞれの取引における取引時期、取引量、価格の決定・見直し方法については、安定取引協定書に記載。

備考

- 1 : 木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、2により下線を付して赤字で記載してください。
- 2 : 樹木採取権者と木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等、その他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

申請書で記載した木材取引計画を移記

取引状況報告の例 2/3

(2) 事業の計画量

① 素材生産量

(単位：m3)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標 令和8 年度以降	備考
							(年度以降)	
計画	9,000 (1,000)	10,500 (3,700)	11,200 (4,400)	11,800 (5,000)	12,400 (5,600)	54,900 (19,700)	12,800 (6,000)	
実績	8,600 (400)	11,000 (4,200)						

備考

- 1：計画について、木材取引計画の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から4により記載してください。
- 2：区分は、素材別に記載してください。
- 3：計画及び実績量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画及び実績量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。
- 4：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

② 木材の取引

(単位：m3)

区分	木材利用 事業者等	その他の 事業者	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標 令和8 年度以降	備考	
										(年度以降)		
計画	丸太 (スギ)	※ 株式会社 F製材		1,000	2,300	2,500	2,800	3,100	3,400	14,100	4,000	
	丸太 (スギ)	O合板 株式会社		1,000	1,800	2,000	2,200	2,300	2,400	10,700	3,000	
	丸太・枝条 (スギ)	有限会社 Rチップ		1,000	1,900	2,200	2,400	2,600	2,800	11,900	3,000	取引単位トン 丸太換算率 1.01
実績	丸太 (スギ)	※ 株式会社 F製材		1,000	2,300	2,700				5,000	4,000	
	丸太 (スギ)	O合板 株式会社		1,000	1,800	2,200				4,000	3,000	
	丸太・枝条 (スギ)	有限会社 Rチップ		1,000	1,900	2,300				4,200	3,000	取引単位トン 丸太換算率 1.01
	合計			3,000	6,000	7,200				13,200	10,000	

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項については、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等、その他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

計画欄は申請書に記載した木材取引計画を移記。実績は申請者が調査して記載。

③ 木材製品の取引

(単位：m3)

区分	木材利用 事業者等	その 他の 事業者	木材製品 利用 事業者等	現状	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標 令和8 年度以降	備考	
											(年度以降)		
計画	2×4材	株式会社 F製材		E木住建 株式会社	0	300	300	400	500	500	2,000	500	60%
	CLTラミナ	株式会社 F製材		株式会社 S木材	0	2,000	4,000	4,000	5,000	6,000	21,000	7,000	70%
	LVL	O合板 株式会社		株式会社T プレカット	200	680	800	920	980	1,040	4,420	1,200	60%
実績	2×4材	株式会社 F製材		E木住建 株式会社	0	300	300				600	500	60%
	CLTラミナ	株式会社 F製材		株式会社 S木材	0	2,000	4,000				6,000	7,000	70%
	LVL	O合板 株式会社		株式会社T プレカット	200	680	800				1,480	1,200	60%
	合計				200	2,980	5,100				8,080	8,700	

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項については、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 3：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。
- 6：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

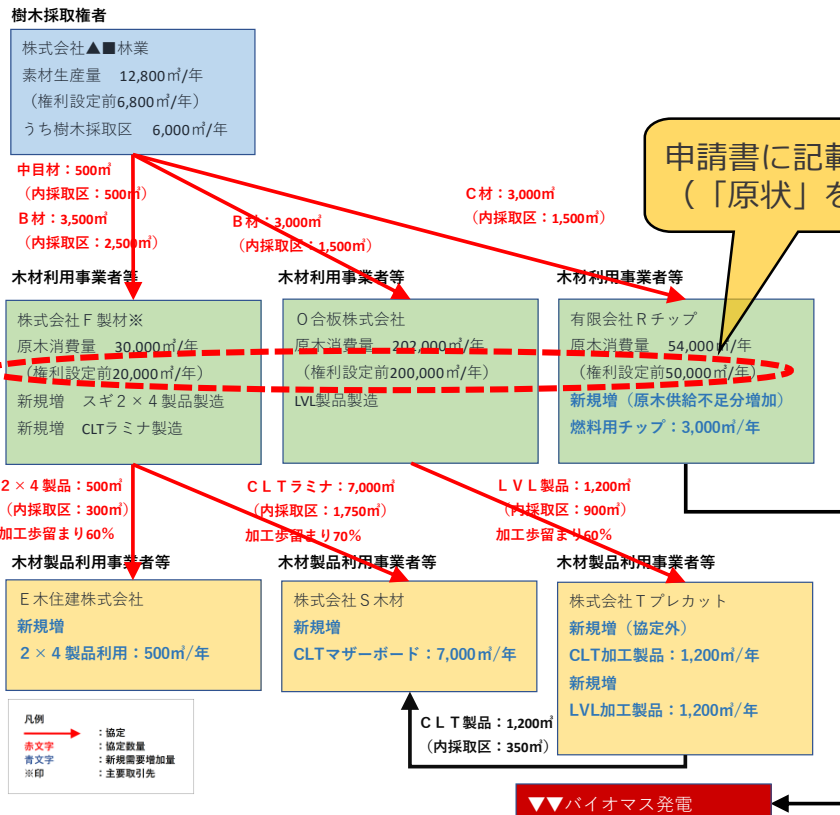
④ 木材の新規需要開拓の内容

区分	事業実施者	新規需要開拓の内容	
		事業実施者	新規需要開拓の内容
計画	株式会社 S木材	株式会社F製材との連携により、公共建築物へのCLT供給体制を確立する。また、CLTマザーボードの輸出についても開拓する。 R8年度以降の供給計画量は、国内向け5,000m ³ /年 輸出2,000m ³ /年。公共建築物での需要量(加工前)は2,800m ³ /年を見込んでいる。	
	株式会社 E木住建	株式会社F製材との連携により、これまで米材が主であった2×4住宅の部材のうち横架材以外について国産スギ2×4材に転換する。 R8年度以降の2×4材の需要量は500m ³ /年。	
	株式会社 Tプレカット	O合板株式会社との連携により、公共建築物及び店舗向けにLVLをプレカット加工する。また、株式会社S住建との連携によりCLTのプレカット加工も行う。 R8年度以降のプレカット製品の需要量はLVL、CLTそれぞれ1,200m ³ /年、合計2,400m ³ /年。	
	有限会社 Rチップ	▼バイオマス発電に供給する燃料用チップの供給量を増加させる。▼バイオマス発電は原木換算で70,000m ³ /年の燃料需要があるが、現状では10,000m ³ /年程度不足しており、不足分は輸入材によりまかなっている。 R8年度以降この不足している原木供給量を3,000m ³ /年増加させ、53,000m ³ /年とする。	
実績	株式会社 S木材	R4年度のCLTマザーボード供給量は、国内向け3,500m ³ /年 輸出500m ³ /年。公共建築物用途の納入実績1,000m ³ /年。	
	株式会社 E木住建	株式会社F製材との連携による横架材以外についての国産スギ2×4材転換率80%。 R4年度の2×4材の供給量は500m ³ /年。一般戸建て住宅及び店舗向けCLT施工実績無し。	
	株式会社 Tプレカット	R4年度のプレカット製品の供給量はLVL900m ³ /年、CLTそれぞれ1,000m ³ /年、合計1,900m ³ /年。	
	有限会社 Rチップ	R4年度の原木供給量2,300m ³ /年増加、計52,300m ³ /年。	

備考

- 1 : 計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、事業実施者の変更があった場合は、変更のあった事業実施者に係る記載事項について、以下の2及び3により下線を付して赤字で記載してください。
- 2 : 新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を記載してください。
- 3 : 供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 4 : 実績については、当年度に行った新規需要開拓の取組について、記載してください。

3. 木材取引計画の全体概念図



備考

- 1 : 木材取引計画に記載した内容を記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、関連する記載事項に下線を付した上で、赤字で記載してください。具体的な記載事項については、以下の2から5により記載してください。
- 2 : 事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 3 : 樹木採取権者は、素材生産量の現状（本樹木採取権設定前の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 4 : 木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
- 5 : 新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。